

## 『岡谷市防災・減災基本条例（案）』に対する意見募集の結果概要について

◆実施方法：岡谷市ホームページに掲載、市役所情報公開コーナー・湊支所・川岸支所・

長地支所・駅前出張所・危機管理室窓口に投函箱を設置しての公募

◆意見募集期間：平成27年11月6日（金）～11月26日（木）

◆意見提出方法：公表場所の意見提出箱に投函、郵便、FAX、電子メール、持参のいずれか

◆意見総数：7人 19件

◆結果：別紙のとおり

## お寄せいただいたご意見の概要と条例への対応

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する条例への対応
1	全 般	防災の第一次的責任を有する市が防災の基本理念を条例整備することは、より高い防災・減災に対する意識の醸成が図られ、自助・互助・地域の熟度が高まることが期待できるものと思います。	条例の制定を機に、市民、事業者、市のそれぞれが、防災・減災への意識をさらに高め、役割を果たし、連携し、支え合いながら災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。
2		防災意識が高く、災害経験のある市として条例を整備することは有意義なものと思います。整備後の伝承など、従来どおり継続して意識高揚に努めていただくことに期待しています。	災害の経験から得られた教訓と知識を後世に伝えていくことは、災害を経験した私たち岡谷市民の使命であると強く感じております。今後も、岡谷市防災の日と定めた7月19日をはじめ、あらゆる機会において伝承、啓発等に努め、防災・減災に対する意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。
3		防災条例の整備は良いと思うが、一般市民向けに分かりやすく、箇条書きなどで周知してほしい。誰もが理解できるようにしてください。	条例の性格上、法的な表現になりますが、計画やマニュアルなどについては、分かりやすいものを作成するよう配慮してまいります。
4		近年の異常気象により、災害の規模と頻度がより深刻になっていると感じられ、自助・互助・共助の重要性を改めて考えます。 従って、基本条例の制定には賛成です。	「自助・互助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民、事業者、市の相互の連携・協働が、防災・減災に重要であり、条例の制定を通して、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する条例への対応
5	全 般	市の取り組みの必要性を感じると同様、地域活動においても緊急性を感じており、防災の話し合いが持たれています。しかし、市の防災マップを見ると、危険区域として指定されている以外の地域は本当に安全なのか不明です。昨今の気候変動を十分に考慮されているのでしょうか。	自助・互助・共助による防災・減災対策活動の一層の推進を図るとともに、マップ等については計画等のなかで、さらにわかりやすいものになるよう対応してまいりたいと考えております。
6		地域の防災体制を完備するための勉強会を開催したいのですが、市の出前講座の項目はいくつかあるものの、具体的に体制整備を指導していただけるのでしょうか。	地域の具体的な体制整備につきましては、条例の公助の中にもありますように、分かりやすい啓発に努めるとともに、市民・事業者・市の連携協力により、一層の防災・減災体制の整備を図ってまいりたいと考えております。
7		地域の防災活動も形骸化したものが多く、自ら考え直す必要性があります。条例が制定されて、それをいかに活動につなげるかが重要になると思います。	基本理念にある相互の連携と協働による、地域の特性に応じた実践的で目的を明確にした防災訓練を実施することにより、有効な地域の防災・減災活動に結び付けてまいりたいと考えております。
8		男女共同参画の視点から、防災対策に関する計画などに際しても、女性の参画を推進し、男女双方の多様な意見を取り入れていく必要があると思う。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。男女共同参画の内容につきましては、地域防災計画等にお示ししており、今後もその視点から対策を進めてまいりたいと考えております。

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する条例への対応
9	第1章 総則	第2条(5) (定義)	外国籍の方や妊産婦の方も「その他の特に配慮を要する者のうち」の中に対象者として該当すると思うが、明記された方がより良いのではないのでしょうか。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。「避難行動要支援者」の定義につきましては、他の計画やマニュアルなどと整合しながらこのような表現とさせていただいております。
10			防災・減災は、発災前から始まっており、避難行動だけでなく避難行動前後のすべてを通じて支援を必要としている人たちなので、避難行動等要支援者でいかがでしょうか。	「避難行動要支援者」は、国の災害対策基本法を基に、他の計画やマニュアルなどと整合しながらこのような表現とさせていただいております。
11	第2章 自助	第4条2 (市民の責務)	必要な生活物資について、細かいところまで条例で謳えるか難しいでしょうが、もう少し具体的な言葉(飲料水・食糧・日用品・3日分以上の備蓄等)で記述してはどうか。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。必要な生活物資の具体的な内容につきましては、防災ガイド等にお示ししております。
12	第2章 自助	第5条 (事業者の責務)	従業員等の「帰宅困難者」について、円滑な帰宅または留めておくための対策が必要なことを、追記した方が良いのではないかと。市外から旅行、買い物等の滞在者も帰宅困難者になる可能性もあるので、配慮していくべきだと思う。	条文中の「市民」につきましては、「市外からの通勤者、通学者等市内における滞在者」と定義しており、ご意見をいただいた方々も含めております。

No.	該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する条例への対応
13	第3章 互助	第6条2 (市民及び事業者の責務)	「自主防災組織の編成に協力するとともに、地域のコミュニティづくりの活動に積極的に参加する」という内容は、共助の内容であり第8条2と重複していると思われます。第8条の2に取り込んで統一しても良いのではないのでしょうか。	向こう三軒両隣の普段から顔の見える関係にある「互助」と、地域みんなで支え合う「共助」は、本条例の基本理念であることから、それぞれにおいての責務として求めてまいりたいと考えております。
14	第4章 共助	全般	市民及び事業者には責務はあるが区にはない。自主防災組織は、区が主体であり、避難行動要支援者の支援体制にも区が大きく関わっていると思うが、責務はなくて良いのか。	区は、防災・減災、地域福祉などまちづくりの推進を図るにあたり、連携協力をいただく住民組織でありますので、責務を求めることはそぐわないと考えております。
15	第5章 公助	第12条 (自主防災組織の育成及び支援)	必要な助成として、地域防災力向上のため、防災士の資格取得に対しての女性も組み込まれるよう検討してはどうでしょうか。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。個別事項の具体的な取組内容や方法につきましては、各計画や施策において研究してまいりたいと考えております。
16		第13条 (避難行動要支援者の避難支援体制整備)	個人情報の適正管理とあるが、何かあってから情報を出しても命を守るには遅い。どこでどのように情報を提供していくかは問題である。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。人命に関わる事項については、何よりも優先した対応が必要となりますので、関連法令との調整を図りながら、各計画やマニュアルにて対応してまいりたいと考えております。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する条例への対応
17	第15条 (被災者情報の管理)	個人情報の適正管理とあるが、どこでどのように情報を提供していくかは問題である。	同上
18	第16条 (応急体制の確立)	第16条(避難所の開設)では、特に避難行動要支援者、女性、子ども等に配慮することを記述し、福祉避難所の確保、開設、更衣室、トイレ、物干し場、部屋の割当て等に配慮し、不安なく避難所生活が送れるよう支援してもらいたい。そして、住民同士が連携して支え合い、助け合うことが最も重要であるところだと思う。	条例につきましては、防災・減災対策の根幹となる考え方や方向性を示したものであります。個別事項の具体的な取組内容や方法につきましては、各計画やマニュアルにおいてお示ししてまいりたいと考えております。また、住民同士の連携等については、本条例の基本理念で、互助として明記しているところであります。
19	第20条 (災害の伝承)	最後の条文は、「公助」とニュアンスの違う「第6章 伝承」としたらどうか。	この条例の大きな特徴となります「伝承」の部分であることから、条文中において明記いたしました。